

小規模企業振興基本計画 (原案)

平成 2 6 年 ○ 月

目 次

はじめに

第1章 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

- 1. 現状認識と基本的考え方 1
- 2. 4つの目標 4
 - (1) 需要を見据えた経営の推進
 - (2) 新陳代謝の促進
 - (3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
 - (4) 適切な支援体制の整備

第2章 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（10の重点施策）

- 1. 需要を見据えた経営の推進に係る重点施策 6
 - (重点施策1) ビジネスプラン等に基づく経営の推進
 - (重点施策2) 需要開拓に向けた支援
 - (重点施策3) 新事業展開や高付加価値化の支援
- 2. 新陳代謝の促進に係る重点施策 8
 - (重点施策4) 起業・創業支援
 - (重点施策5) 事業承継・円滑な事業廃止
 - (重点施策6) 人材の確保・育成
- 3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進に係る重点施策... 9
 - (重点施策7) 地域経済に波及効果のある事業の推進
 - (重点施策8) 地域のコミュニティを支える事業の推進
- 4. 適切な支援体制の整備に係る重点施策 10
 - (重点施策9) 支援体制の整備
 - ① 支援機関等
 - ② 国・地方公共団体
 - (重点施策10) 手続きの簡素化・施策情報の提供

第3章 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ために必要な事項

1. 小企業者等への配慮 12
2. 東日本大震災からの復興に向けた施策 12
3. 消費税転嫁対策をはじめとした取引適正化への対応 13

はじめに

小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「小規模企業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を定める。基本計画は、一貫かつ継続した方針の下、必要な施策を重点的かつ効果的に実行することを担保するために定めるものである。なお、基本計画は、小規模企業を巡る情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更するものとする。

基本計画を実効あるものとして展開していくため、毎年継続的に基本計画の進捗状況を管理することが極めて重要となる。

その際、国は、小規模企業の調査を活用し、「日本再興戦略」で定められた成果目標（K P I）及びその他関連指標を活用しつつ、第1章2．記載の4つの目標の達成状況を把握することとなる。また、毎年度、講じた施策・講じようとする施策等について、年次報告（小規模企業白書）により、広く公表する。その上で、小規模企業、支援機関、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、施策の効果を検証し、施策の見直しを図るP D C Aサイクル（計画・行動・検証・改善を一連のサイクルとして行うことにより、施策等の改善を行っていくことをいう。）を構築する。

これを5年間の計画期間において、毎年度実践していくことにより、基本計画の実効性を担保する。

第1章 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

1．現状認識と基本的考え方

全国385万の中小企業、中でもその9割、334万を占める小規模企業は、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供することにより、地元の需要、雇用を担うなど、地域経済の安

定と地域住民の生活の向上・交流の促進に寄与する極めて重要な存在である。

また、小規模企業が、その「事業の持続的発展」（事業規模や売上の拡大に限らず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等といった、事業の充実を図ろうとする様々な取組を含む概念をいう。以下同じ。）を実現することが、日本経済全体の成長・発展につながるという重要な意義を有する存在でもある。

経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、小規模企業の活力を最大限に発揮させることが必要不可欠である。

一方、我が国は、人口減少、高齢化、競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化に直面しており、これらの構造変化の影響は、地域の経済・雇用を支える小規模企業に大きな影響をもたらしている。

小規模企業は、そもそも資金や人材といった経営資源に大きな制約があることに加え、その商圈及び取り扱う商品・サービスが限定されており、価格競争やリスク吸収力が弱いため、構造変化の影響を受けやすい。加えて、小規模企業が抱える問題として、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不足等が経営の低迷や廃業に直結している。

この結果、2009年から2012年の3年間で、小規模企業の数 は 32 万 者、9 % 減少しているのに対し、それより規模の大きい中小企業 の 数 は 3 万 者、5.6 % 減少にとどまるなど、中小企業の中でも小規模企業がとりわけ厳しい立場に置かれていることは明らかである。

このまま小規模企業が減少していくことは、地域の自立的で個性豊かな発展、国民生活の安定といった観点から、国民経済にとって大変大きな損失である。今こそ、小規模企業の固有の課題を洗い出し、小規模企業施策を抜本的に見直し、強化していくことが求められている。

このような現状と背景に基づき、平成25年9月から、中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会において、報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえ、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当て、小規模企業の振興に関する施策について総合的かつ計画的に、そして関係者が一丸となって実施するための新たな施策体系を構築する「小規模企業振興基本法案」を作成・提出した。

これを受けて、第186回通常国会において「小規模企業振興基本法」（以下「基本法」という。）が可決・成立した。

人口減少を始めとする我が国経済社会の構造変化の中で、商店街や町工場に代表される小規模企業を取り巻く状況は厳しくなっており、現在の事業を維持するだけでも大変な努力が必要となっている。

この状況を踏まえ、基本法においては、まさに地域で雇用を維持して頑張る小規模企業を正面から支援したいとの考え方の下、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を小規模企業の振興の基本原則と位置付けた。

小規模企業の振興は、国の施策のみで図られるものではない。小規模企業は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的発展を図るべく、自主的に事業の円滑かつ着実な運営を目指すよう努めることが求められる。

これを前提に、地方公共団体、地域の支援機関等様々な主体が、基本計画を小規模企業振興の方針として認識を共有した上で連携し、それぞれの立場で小規模企業振興を実行することが重要である。

いわば、この基本計画は、小規模企業の「前向きな一歩」を関係者が一丸となって総力を挙げて応援するための“羅針盤”としての機能を有するものである。

2．4つの目標

基本法においては、「小規模企業の事業の持続的発展」との基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を講じる際の4つの基本方針を定めており、その実現に向け、以下の4つの目標を設定する。

(1) 需要を見据えた経営の推進

～顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし～

小規模企業は、人口減少や生活様式の変化などの我が国経済社会の構造変化による需要の減少に直面している。加えて、資金、人材、商品開発力などの経営資源の制約から、価格競争力や販売力が弱く、こうした構造変化の影響を受けやすいという性質を有している。

他方で、顔の見える信頼関係に基づいた取引が強みであるため、大企業が応えきれていないニーズを捉え、価格競争に巻き込まれない「オンリーワン」の商品・サービスを開発・提供することにより、国内外の新たな需要を開拓する潜在的な対応力を有している。さらに、ITの普及に伴い、規模が小さな企業であってもこれまでの商圈を越えて活躍する可能性は拡大している。

こうした小規模事業者の構造変化への“潜在的な対応力”を最大限に発揮するため、自らの強みを把握した上での需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を推進するための取組を支援する。

(2) 新陳代謝の促進

～多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出～
小規模企業は、経営者・従業員の高齢化、後継者不足等によ

り、廃業が増加する傾向にある。他方で、女性・若者・シニアなど多様な人材に対して様々な価値観に基づく多様な働き方を提供している。また、我が国全体としての雇用拡大にも貢献している。

多様な働き方を提供し、自己実現、社会貢献等の生きがいを生み出す小規模企業の起業・創業や第二創業を促進する。同時に、事業承継により、本来我が国経済社会にとって有用な経営資源の散逸を防ぎ、地域の経済社会の発展に結びつけていく。

事業の継続が見込まれない場合には、事業の廃止を円滑化することで、その生活の安定や再チャレンジに向けた環境を整備する。さらに、小規模企業の人材確保・育成を強化し、多様で新たな人材がその能力を発揮できる環境を整備することにより、誰もが参画しやすい地域社会の実現を目指す。

(3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

～地域のブランド化・にぎわいの創出～

地域に根差して事業活動を行う小規模事業者の活力向上には、個々の事業者の支援のみでなく、地域全体が面的に活性化することが必要である。同時に、小規模企業の事業が活性化することにより、地域が活力を取り戻すという側面もあり、小規模企業の振興と地域経済の活性化は表裏一体である。

地域を活性化するため、地域に存在する魅力を掘り起こし、面的に捉えることが重要である。さらに、創造的な発想・取組により、地域の魅力を内外に対して広く浸透させていくことで、飛躍的に地域をブランド化し、にぎわいを創出する。その際、国の関係省庁、地方公共団体及び支援機関等が適切に連携を図ることにより、効果を高める。

これらの取組により、小規模企業とともに持続・発展する地域づくりを進める。

(4) 適切な支援体制の整備

～事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応～

小規模企業は、人口減少等の構造変化の中で、その地域で雇用を維持して事業を行うだけでも大変な努力が必要である。

この状況を踏まえ、様々な支援機関が、小規模企業の視点に立ち、伴走しながらきめ細かく丁寧に応えていく姿勢で支援に臨むことが何より必要である。また、支援に当たっては、単発的な支援ではなく継続した支援を行うことも肝要である。さらに、国、地方公共団体及び支援機関が連携することで、国内外の新たな需要を開拓し、これまでの商圈を越えてチャレンジする小規模企業が的確に需要を見据え、獲得することができる支援を行うことも極めて重要である。

このような支援を効果的に行うため、地域ぐるみで小規模企業の課題を解決し、成果を出す支援体制の構築を目指す。

第2章 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（10の重点施策）

以上の現状認識に基づき、小規模企業の振興のための4つの目標の実現に向け、小規模企業の振興に関する以下の10の重点施策を実施する。その際、これら重点施策の円滑かつ迅速な実施のために、必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講ずるものとする。

1. 需要を見据えた経営の推進に係る重点施策

需要を見据えた計画的な経営を推進するための取組を支援するため、次の3つの重点施策を講じる。

(重点施策 1) ビジネスプラン等に基づく経営の推進

小規模企業が売上げや利益を伸ばすためには、明確なビジョンに基づいた経営を行うことが重要である。このため、小規模企業自身が、マーケットや競合他社の分析により、自らの強み弱みを把握しつつ、潜在的顧客を探すこと、また地域全体の実情も踏まえたビジネスプラン等に基づく経営を推進することが肝要である。また、支援する様々な主体についても、相互の連携強化及び支援能力の向上を図ることが必要である。

このような明確なビジョンに基づいた経営を支援する。これにより、小規模事業者の売上の増加や収益の改善など持続的な経営を促進していく。

(重点施策 2) 需要開拓に向けた支援

小規模企業が直面する最大の課題である需要の創造や掘り起こしに向け、顧客のニーズに合った商品・サービスを発信する機会を増大させる。このため、商談会などの製品や技術等を提案する機会の提供や、アンテナショップやネット販売などITの活用の促進により、国内外の需要の開拓を支援する。また、小規模企業の政府調達参入の促進に努めることとする。

(重点施策 3) 新事業展開や高付加価値化の支援

小規模企業は、激変する環境の中で、常に市場の先手を打ち、事業の転換を始めとする新事業展開を迅速に進める努力が求められる。このため、小規模企業における意思決定の速さという優位性を活かしつつ、市場の動向など多様な需要を見据えた新たな商品・サービスの開発等の取組を促進するとともに、新たなアイデアや技術の事業化及び実行を強力に支援する。また、第二創業などの挑戦的な取組も支援する。

2．新陳代謝の促進に係る重点施策

多様な人材・新たな人材を活用した事業の展開・創出（新陳代謝の促進）により、多くの人々が地域社会に参加・退出することで、地域の経済社会を活性化させるため、次の3つの重点施策を講じる。

(重点施策4) 起業・創業支援

女性・若者・シニアを含めた起業・創業を促進するため、産業競争力強化法に基づく地域における創業支援体制を整備し、市区町村レベルでの起業・創業を推進する。

また、創業を応援する社会づくりや起業・創業に関する教育や先輩経営者の成功例を学ぶ機会の提供等にも努める。

(重点施策5) 事業承継・円滑な事業廃止

事業が継続して行われることが、地域経済社会の発展のために不可欠である。

このため、事業承継に関する法制面をはじめとした諸制度の整備・活用を進める。また、支援機関等において、後継者難の小規模企業者と創業希望者とのマッチングを促進する。さらには、事業承継を契機として新たな事業展開に挑戦する後継者への支援を行うことにより、第二創業を応援する。

一方、事業の継続が困難な場合には、廃業することも選択肢の一つとして検討できるよう、事業の廃止に関する相談窓口の整備を進める。

小規模企業共済制度の整備・活用や、経営者保証ガイドラインに基づく融資の促進等を通じて、円滑な廃業、事業承継や再チャレンジに向けた環境整備を進める。

(重点施策6) 人材の確保・育成

小規模企業に対しては、経営に関する知識面でのサポートが

重要であることを踏まえ、中小企業大学校等も活用し、小規模企業経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修を推進する。また、先輩経営者との交流を推進することにより、経営者としての切磋琢磨を行う機会を増やす。

さらに、小規模企業の経営者及び従業員の人材の確保・育成の観点から、小規模企業の魅力の発信、女性・若者・シニア等多様な人材と小規模企業との相互的なマッチングに向けた環境の整備等を行う。

3．地域経済の活性化に資する事業活動の推進に係る重点施策

地域のブランド化・にぎわいの創出を推進し、小規模企業と一体に持続・発展する地域づくりの増進、小規模企業の振興と地域経済の活性化を一体的に達成するため、次の2つの重点施策を講じる。

(重点施策7) 地域経済に波及効果のある事業の推進

地域経済の活性化を進めるためには、地域におけるブランド価値の確立や、にぎわいの創出による地域経済への波及効果を高める必要がある。

このため、地域に存在する魅力を掘り起こし、面的に捉え、創造的に取組むことで、その魅力を①地域外へ広く浸透させ、②地域外から地域内にアクセスする顧客層に効果的に訴求することにより、交流人口の拡大も含め、地域外からの活力の呼び込みを抜本的に強化する。併せて、地域内でも、既に存在する魅力に気づき、それを共有しつつさらに潜在的なマーケットのニーズを捉えるよう、魅力を高める努力も支援する。

これにより、消費者ニーズも踏まえつつ、面的に地域全体の活性化を図る。

(重点施策 8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

地域コミュニティは、経済のみならず、社会、文化に至るまで、多面的な機能を有する。特に商店街は、様々な商品・サービスを地域に提供し、地域住民の暮らしを支える重要な役割を有している。そのような公的な役割を有する商店街を含めた地域コミュニティの活性化のためには、小規模企業のみならず、地域における多様な主体の連携・参画を促進する必要がある。

具体的には、小規模事業者に加え、行政機関（市区町村レベル）、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等の既存の支援機関、農家、地場産業、旅館、NPO、医療機関、住民等の異なる主体と一体となって、地域全体で、コミュニティを支えるような取組を進めていく。

また、NPO法人など特に地域において事業・雇用の新たな担い手となる事業者の振興を図る。

4 . 適切な支援体制の整備に係る重点施策

事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応を行い、地域ぐるみで小規模企業の課題を解決する支援体制を整備するため、次の2つの重点施策を講じる。

(重点施策 9) 支援体制の整備

① 支援機関等

各地域において、基本計画にのっとり、様々な支援機関等が支援目標の設定を行うことが推奨される。また、改正小規模事業者支援法に基づく各機関の連携強化も期待される。

高度でより専門性の高い経営課題についての面的支援体制として、「よろず支援拠点」及びその運営主体である独立行政法人中小企業基盤整備機構を中心に、「よろず支援拠点」の知見を活用する。また、同拠点を通じて他の支援機関や専門家

ともスムーズに連携する仕組みを構築する。

支援者側の人材育成等を通じ、支援機関全体の支援能力向上を推進する。

② 国・地方公共団体

国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつつ、全国４７都道府県に設置した「よろず支援拠点」を活用して小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する。

地方公共団体は、小規模企業の振興が、地域経済の活性化、地域住民の生活の向上に貢献することを踏まえ、国と連携を図る。また、より地域に密着した立場として、地域の特性に応じた施策を策定し、効果的・重点的实施を図る。さらに、各地の小規模企業が地域社会に貢献していることを積極的に広報・発信することが望まれる。

また、ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）において、国と地方公共団体の連携を促進し、利用者の利便性を高める観点から、関係省庁及び都道府県・市区町村の施策情報を共有する「施策マップ」を構築したところである。さらには支援機関が「施策マップ」を活用することで、効果的な支援につなげる。

（重点施策１０）手続きの簡素化・施策情報の提供

全国津々浦々の小規模企業に施策を活用していただくためには、施策の周知に努めるとともに、申請書類や手続きについては、小規模企業の視点に立って簡素化・合理化を進めることが必要である。このため、補助金等の申請や確定検査における書類や手続きの簡素化・合理化などを推進する。併せて支援機関を活

用した申請の支援も推進する。

また、ミラサポ等インターネットを活用した電子的な申請手続を促進する。

特に、小規模企業の振興に関する施策の活用を図る観点から、インターネット（動画も含む）、マスメディア、地方公共団体の広報媒体など、小規模企業の目に留まりやすい多種多様な手法を活用し、分かりやすく積極的に情報提供することに努める。また、毎年、小規模企業の動向及び小規模企業の振興に関して講じた施策・講じようとする施策等を取りまとめて国会に報告・提出した上で公表する。

第3章 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1．小企業者等への配慮

小規模企業の中でも特に小さな小企業者（おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者をいう。）は、個人の技能や経験をもとに多様な事業を営んでおり、我が国経済の重要な担い手である。その一方で、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化に脆弱な面もある。

小規模企業の振興に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるべく、特段の配慮を払うこととする。

また、小規模企業の約6割を個人事業者が占めることも踏まえ、個人事業と法人のそれぞれの事業形態の違いに応じたきめ細かな施策を講じることも必要である。

2．東日本大震災からの復興に向けた施策

東日本大震災の被災地域については、復興の段階に応じた支援の

継続が不可欠な状況である。

被災地における事業再開や新規事業の展開について、復興の進捗・フェーズを踏まえた課題解決に必要な支援を的確かつ着実に実施する。

今後も被災地の小規模企業の復興・再開を後押しするとともに、地域経済全体の再生に資する取組を推進するものとする。

３．消費税転嫁をはじめとした取引適正化への対応

中小企業・小規模事業者が、公正な取引環境の中で、競争力を最大限発揮できることが極めて重要である。

このため、小規模企業についても、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、厳正な監視・取締りをはじめとする消費税の転嫁等に関する様々な施策を継続して講じる。

また、高騰する原材料費や燃料費の価格転嫁が適切に行われるよう、下請代金支払遅延等防止法に基づく立入検査・改善指導により、価格の転嫁状況の監視・取締りの継続実施を図る。

併せて、独占禁止法における優越的地位の乱用行為に対しても、厳正な監視・取締りを実施する。

これらの監視・取締り活動は、引き続き厳正に進める。これによって、小規模企業についても、本来有する能力をこれまで以上に発揮できるようにする。